

資料編

手続きマニュアル

1 文化財保護法と自然公園法関係の手続き

1) 行為規制

- (1) 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可（文化財保護法第二百二十五条）若しくは同意（第百六十八条）又はにかほ市教育委員会の許可（第百八十四条）が必要である。その際、申請者はにかほ市教育委員会に許可申請書を3部提出し、秋田県教育委員会を経由して文化庁長官に進達する。ただし、市教育委員会の許可はその限りではない。

文化庁の許可には数ヶ月を要するため、早めの申請が必要である。

- (2) 国定公園特別地域内においては、工作物の新築など自然公園法第二十条第3項各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければしてはならない。その際、申請者はにかほ市観光課を経由して、秋田県生活環境部自然保護課に許可申請書を提出する。

各申請にあたっては、あらかじめ土地所有者である由利森林管理署の同意を得なければならない。

2) 維持の措置

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第四条で規定された維持の措置の実施にあたっては、にかほ市教育委員会を経由して秋田県教育委員会に事前に通知し、原則として、にかほ市教育委員会の立会いのもとで行う。終了後は写真等を添付した書面をもって、にかほ市教育委員会を経由して秋田県教育委員会及び文化庁に報告する。

3) 非常災害のための必要な応急措置

- (1) 「(2) 維持の措置」に準ずるが、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (2) 応急措置として自然公園法第二十条第三項各号に掲げる行為をした者は、同条第七項の規定に基づき、措置をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

4) 滅失、き損等

- (1) 滅失、き損等があった場合は、管理団体が現地を確認し、必要に応じて関係機関が協議して対策を講ずる。

- (2) 管理団体は書面をもって、10日以内に文化庁にその旨を届け出なければならない。（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第六条）

2 森林法にかかる手続き

1) 国有保安林における立木の伐採

- (1) 規則第六十条第二項第五号から第九号までに該当する支障木等を、第三者が伐採する必要があるときは、第三者があらかじめ森林管理署長等に伐採承諾書の交付依頼をする。

- (2) 森林管理署長等は現地調査を行い、適正と認められる場合は伐採承諾書を第三者に交付する。

- (3) 第三者はその写しを添えて、伐採を開始しようとする日の2週間前までに県の出先機関の長に届出書を提出する。

- (4) 森林管理署長等は、第三者が県の出先機関の長に届け出たことを確認する。

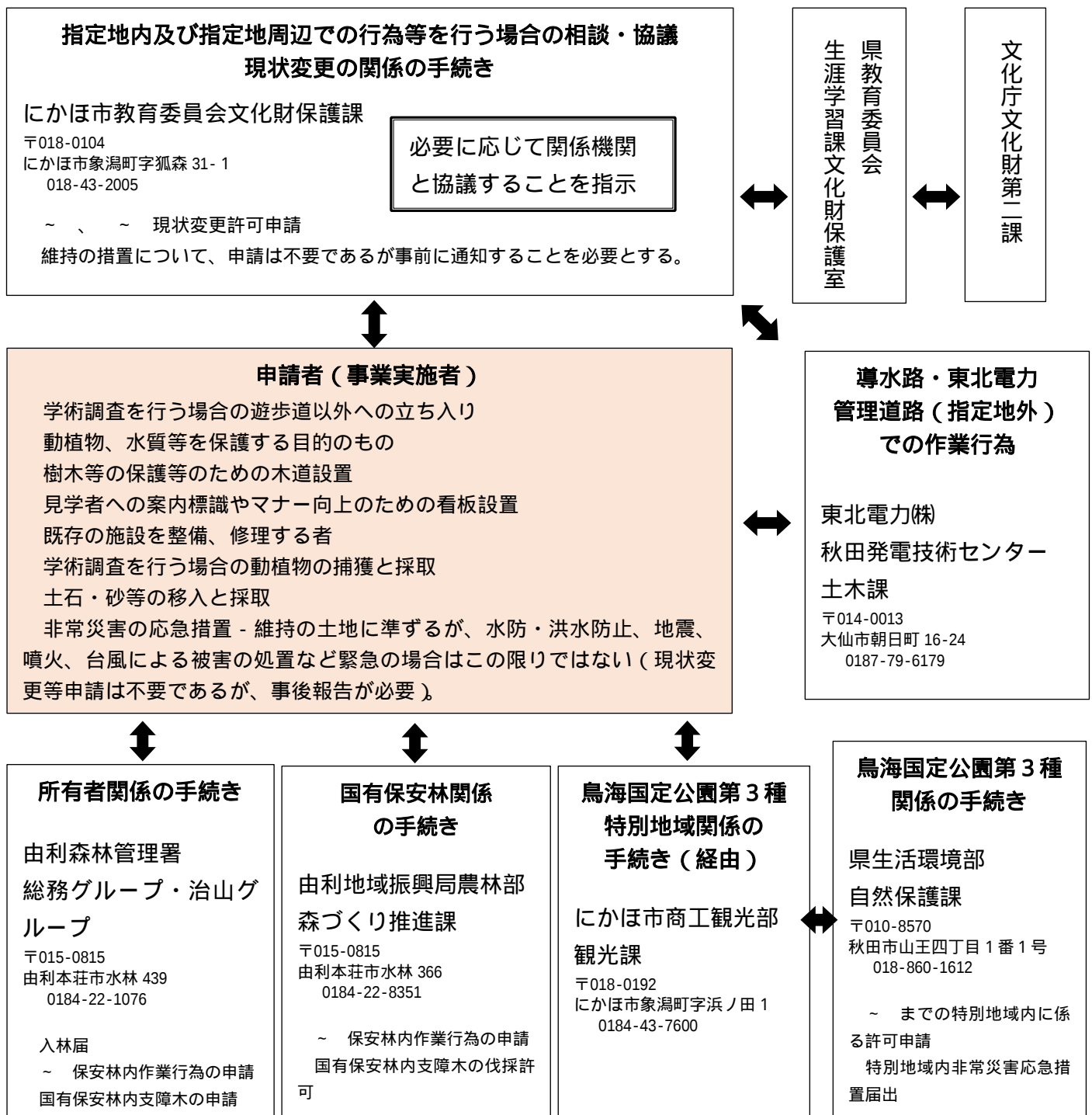
2) 国有保安林における作業行為

保安林内で作業行為を行う場合は、行為者はあらかじめ県の出先機関の長に手続きを行い、許可等があっ

た後でなければ行為をしてはならない。

- (1) 国有保安林内で第三者が行う行為等は、第三者があらかじめ森林管理署長等に作業行為承諾書の交付依頼をする。
- (2) 森林管理署長等は現地調査を行い、行為の内容、当該保安林の保安機能の維持に対する支障の有無、その程度等を確認し、指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は第三者に交付する。
- (3) 第三者はその写しを添えて、県の出先機関の長に作業許可申請書を提出する。
- (4) 森林管理署長等は、第三者に出先機関の長からの許可書の写しを提出させ、確認のうえ貸与等の手続きを必要とするものについては、それらの手続きを終了した後でなければ行為等をさせてはならない。

指定地内で現状変更および影響を及ぼす行為を行う場合の申請フローチャート



申請様式集

文化財保護法関係

年 月 日 文化庁長官 様 申請者 住所 氏名 現状変更等許可申請書 このことについて、文化財保護法第 1 2 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称 天然記念物「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」 2 指定年月日 平成 1 3 年 1 月 2 9 日（文部科学省告示第 2 0 号） 3 所在地 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林 由利森林管理署 68 林班 と 1 小班、と 2 小班、ち 1 小班 4 所有者の氏名または名称および住所 国（農林水産省） 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所 なし 6 管理団体の名称及び事務所の所在地 にかほ市（秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地） 7 管理責任者の氏名及び住所 なし	8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地 にかほ市教育委員会（秋田県にかほ市金浦字南金浦 4 9 - 2 ） 9 現状変更等を必要とする理由 10 現状変更等の内容及び実施の方法 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期 着手 許可日以降 終了 年 月 日 13 現状変更等に係る地域の地番 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林 由利森林管理署 68 林班 と 1 小班、と 2 小班、ち 1 小班 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者氏名並びに事務所の所在地 15 その他参考となるべき事項
--	--

文庁第 号

○ ○ ○ ○

年 月 日付けで申請のあった天然記念物「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」の現状変更を文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 1 2 5 条第 1 項の規定によって許可します。

ただし、実施に当たっては、秋田県文化財担当部局の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届を提出して承認を受けてください。

また、軽微な仕様（材質、色、形状）の変更であって、文化財に配慮したものをを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。

年 月 日

文化庁長官

自然公園法関係

様式第 1 (1) 特別地域内工作物の新 (改、増) 築許可申請書 自然公園法第 20 条第 3 項の規定により 国定公園の特別地域内における工作物の新 (改、増) 築の許可を受けたく、次のとおり申請します。 年 月 日 申請者の氏名及び住所 法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名 秋田県知事 ○ ○ 様			(備考) 1 添付図面 (1)行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図 (2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真 (カラー写真) (3)行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図 (立面図に彩色したものでも可) (4)行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図 (5)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面 (構造図等) 2 注意 (1)申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。 (2)「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入すること。 (3)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番 (地先) 等を記入すること。 (4)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海域公園地区にあっては、海底の形状、着生する動植物、水深 (干満)、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (5)「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採 (樹種、本数、面積等) 支障となる動植物の除去、敷地造成 (面積、切土盛土量等) 残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (6)「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (7)「備考」欄には次の事項を記入すること。 ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況 イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諸否又はその見込み ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件 エ 当該申請に関する連絡先 (電話番号又はメールアドレス) なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。 (8)申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 (JIS) A 4 とすること。																																				
<table border="1"> <tr><td>目</td><td>的</td><td></td></tr> <tr><td>場</td><td>所</td><td></td></tr> <tr><td>行為地及びその付近の状況</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>工作物の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="5">施工方法</td><td>敷地面積</td><td></td></tr> <tr><td>規模</td><td></td></tr> <tr><td>構造</td><td></td></tr> <tr><td>主要材料</td><td></td></tr> <tr><td>外部の仕上げ及び色彩</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>関連行為の概要</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">施行後の周辺の取扱</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">予定日</td><td>着手</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>完了</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr> </table>			目	的		場	所		行為地及びその付近の状況			工作物の種類			施工方法	敷地面積		規模		構造		主要材料		外部の仕上げ及び色彩			関連行為の概要		施行後の周辺の取扱			予定日	着手	年 月 日	完了	年 月 日	備考		
目	的																																						
場	所																																						
行為地及びその付近の状況																																							
工作物の種類																																							
施工方法	敷地面積																																						
	規模																																						
	構造																																						
	主要材料																																						
	外部の仕上げ及び色彩																																						
	関連行為の概要																																						
施行後の周辺の取扱																																							
予定日	着手	年 月 日																																					
	完了	年 月 日																																					
備考																																							

様式第 1 (2) 特別地域内木竹の伐採許可申請書 自然公園法第 20 条 (第 21 条) 第 3 項の規定により 国定公園の特別地域内における木竹の伐採の許可を受けたく、次のとおり申請します。 年 月 日 申請者の氏名及び住所 法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名 秋田県知事 ○ ○ 様			(備考) 1 添付図面 (1)行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図 (2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真 (カラー写真) (3)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面 2 注意 (1)申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。 (2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番 (地先) 等を記入すること。 (3)「林種及び樹種」欄には、針葉樹林、広葉樹林、混交林の別及び天然林、人工林の別並びに主な樹種を括弧書で記入すること。 (4)「伐採種別」欄には、皆伐、単木択伐、塊状択伐等の別を記入すること。 (5)「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置 (面積、切土盛土量等) 残土量とその処理方法等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (6)「伐採跡地の取扱」欄には、伐採後の植栽計画 (年次、樹種、施行方法等) 等を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (7)「備考」欄には、次の事項を記入すること。 ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況 イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諸否又はその見込み ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件 エ 当該申請に関する連絡先 (電話番号又はメールアドレス) なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。 (8)学術研究その他公益上必要なもの、地域住民の日常生活の維持のために必要なもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のために行われるもの、若しくは第 3 種特別地域において行われるものであって森林施業以外の目的で申請する場合には、「林況」のかわりに「行為地及びその付近の状況」を記載する。 また、「施行方法」については「伐採樹種」「伐採面積」「関連行為の概要」「伐採跡地の取扱」を記載することであるとする。 (9)申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 (JIS) A 4 とすること。																																									
<table border="1"> <tr><td>目</td><td>的</td><td></td></tr> <tr><td>場</td><td>所</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="4">林状</td><td>林種及び樹種</td><td></td></tr> <tr><td>林齢</td><td></td></tr> <tr><td>森林面積</td><td></td></tr> <tr><td>総蓄積 (a)</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="9">施工方法</td><td>伐採種別</td><td></td></tr> <tr><td>伐採樹種</td><td></td></tr> <tr><td>伐採面積</td><td></td></tr> <tr><td>平均樹齢</td><td></td></tr> <tr><td>平均胸高直径</td><td></td></tr> <tr><td>伐採材積 (b)</td><td></td></tr> <tr><td>伐採材積歩合 (b/a)</td><td></td></tr> <tr><td>関連行為の概要</td><td></td></tr> <tr><td>伐採跡地の取扱</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">予定日</td><td>着手</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>完了</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr> </table>			目	的		場	所		林状	林種及び樹種		林齢		森林面積		総蓄積 (a)		施工方法	伐採種別		伐採樹種		伐採面積		平均樹齢		平均胸高直径		伐採材積 (b)		伐採材積歩合 (b/a)		関連行為の概要		伐採跡地の取扱		予定日	着手	年 月 日	完了	年 月 日	備考		
目	的																																											
場	所																																											
林状	林種及び樹種																																											
	林齢																																											
	森林面積																																											
	総蓄積 (a)																																											
施工方法	伐採種別																																											
	伐採樹種																																											
	伐採面積																																											
	平均樹齢																																											
	平均胸高直径																																											
	伐採材積 (b)																																											
	伐採材積歩合 (b/a)																																											
	関連行為の概要																																											
	伐採跡地の取扱																																											
予定日	着手	年 月 日																																										
	完了	年 月 日																																										
備考																																												

自然公園法関係

様式第 1 (3) 特別地域内高山植物等の採取 (損傷) 許可申請書 自然公園法第 20 条第 3 項の規定により 国定公園の特別 地域内における高山植物等の採取 (損傷) の許可を受けたく、次のとおり申請します。 年 月 日 申請者の氏名及び住所 法人にあっては、名称、 住所及び代表者の氏名 秋田県知事 ○ ○ 様		(備考) 1 添付図面 (1)行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図 (2)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面 2 注意 (1)申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。 (2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番 (地先) 等を記入すること。 (3)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (4)「採取方法」欄には、使用器具の名称、採取部分の別等を記入すること。 (5)「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する予定となっている場合、時期及び場所等の詳細を記入すること。 (6)「備考」欄には、次の事項を記入すること。 ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は 届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況 イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否 又はその見込み ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分 の日付、番号及び付された条件 エ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前 オ 当該申請に関する連絡先 (電話番号又はメールアドレス) なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。 (7) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 (JIS) A 4 とすること。																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">目 的</td></tr> <tr><td colspan="2">場 所</td></tr> <tr><td colspan="2">行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況</td></tr> <tr><td colspan="2">採取物の種類</td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">施 工 方 法</td> <td>採 取 物 の 数 量</td> </tr> <tr> <td>採 取 方 法</td> </tr> <tr> <td>関連行為の概要</td> </tr> <tr><td colspan="2">施行後の周辺の取扱</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">予 定 日</td> <td>着 手</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>完 了</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr><td colspan="2">備 考</td></tr> </table>		目 的		場 所		行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		採取物の種類		施 工 方 法	採 取 物 の 数 量	採 取 方 法	関連行為の概要	施行後の周辺の取扱		予 定 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	備 考		
目 的																							
場 所																							
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況																							
採取物の種類																							
施 工 方 法	採 取 物 の 数 量																						
	採 取 方 法																						
	関連行為の概要																						
施行後の周辺の取扱																							
予 定 日	着 手	年 月 日																					
	完 了	年 月 日																					
備 考																							

様式第 1 (4) 特別地域内鉱物の掘採許可申請書 自然公園法第 20 条第 3 項の規定により 国定公園の特別 地域内における鉱物の掘採の許可を受けたく、次のとおり申請します。 年 月 日 申請者の氏名及び住所 法人にあっては、名称、 住所及び代表者の氏名 秋田県知事 ○ ○ 様		(備考) 1 添付図面 (1)行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図 (2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真 (カラー写真) (3)行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、断面図 (4)行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図 (5)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面 2 注意 (1)申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。 (2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番 (地先) 等を記入すること。 (3)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海域公園地区にあつては、海底の形状、着生する動植物、水深 (干満) 潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (4)「掘採 (採取) 方法」欄には、露天掘、坑道掘 (横坑、たて坑、斜坑) 等の別を記入すること。 (5)「掘採 (採取) 量」欄には、容積 (立方メートル) 及び重量 (トン、グラム) により掘採 (採取) 量を記入すること。 (6)「掘採 (採取) 後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等掘採 (採取) 後の土地の形状について、具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (7)「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採 (樹種、本数、面積等) 、支障となる動植物の除去、ズリ処理等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (8)「掘採 (採取) 跡地の取扱」欄には、跡地の整理、緑化の方法等、風致景観の保護のために行う措置及び跡地の用途を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (9)「備考」欄には次の事項を記入すること。 ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況 イ 当該行為が鉱業法第 63 条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要 ウ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み エ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件 オ 当該申請に関する連絡先 (電話番号又はメールアドレス) なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。 (10) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 (JIS) A 4 とすること。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">目 的</td></tr> <tr><td colspan="2">場 所</td></tr> <tr><td colspan="2">行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況</td></tr> <tr><td colspan="2">鉱物 (土石) の種類</td></tr> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">施 工 方 法</td> <td>掘採 (採取) 方法</td> </tr> <tr> <td>掘 採 (採 取) 量</td> </tr> <tr> <td>掘採 (採取) 設備</td> </tr> <tr> <td>土地の形状を変更 す る 面 積</td> </tr> <tr> <td>掘採 (採取) 後の 土 地 の 形 状</td> </tr> <tr> <td>関連行為の概要</td> </tr> <tr> <td>掘採 (採取) 跡地 の 取 扱</td> </tr> <tr><td colspan="2">施行後の周辺の取扱</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">予 定 日</td> <td>着 手</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>完 了</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr><td colspan="2">備 考</td></tr> </table>		目 的		場 所		行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		鉱物 (土石) の種類		施 工 方 法	掘採 (採取) 方法	掘 採 (採 取) 量	掘採 (採取) 設備	土地の形状を変更 す る 面 積	掘採 (採取) 後の 土 地 の 形 状	関連行為の概要	掘採 (採取) 跡地 の 取 扱	施行後の周辺の取扱		予 定 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	備 考		
目 的																											
場 所																											
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況																											
鉱物 (土石) の種類																											
施 工 方 法	掘採 (採取) 方法																										
	掘 採 (採 取) 量																										
	掘採 (採取) 設備																										
	土地の形状を変更 す る 面 積																										
	掘採 (採取) 後の 土 地 の 形 状																										
	関連行為の概要																										
	掘採 (採取) 跡地 の 取 扱																										
施行後の周辺の取扱																											
予 定 日	着 手	年 月 日																									
	完 了	年 月 日																									
備 考																											

自然公園法関係

様式第 1 (5)

特別地域内水位 (水量) に増減を及ぼさせる行為許可申請書

自然公園法第 20 条第 3 項の規定により

国定公園の特別

地域内における水位 (水量) に増減を及ぼさせる行為の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名及び住所
法人にあっては、名称、
住所及び代表者の氏名

秋田県知事 〇〇 様

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
鉱物 (土石) の種類		
施 工 方 法	水位 (水量) の 増減の及ぶ範囲	
	水位 (水量) の 増減の原因となる 行為・設備等	
	水位 (水量) の 増減の内容	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1 添付図面

(1)行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図

(2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真 (カラー写真)

(3)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

(1)申請文の「国定公園」の箇所には、当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

(2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番 (地先) 等を記入すること。

(3)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び現在の水位 (水量) (一定の期間ごとに水位 (水量) が異なる場合には、その期間別の水位 (水量)) を記入すること。なお、水量の単位は立方メートル毎秒とすること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4)「水位 (水量) の増減の内容」欄には、申請行為による水位 (最高水位、最低水位等) 又は水量 (取水量、放流量等) の変化を記入すること。なお、一定の期間ごとに水位 (水量) の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記入すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5)「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6)「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾又はその見込み

ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ 当該申請に関する連絡先 (電話番号又はメールアドレス) なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(7) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 (JIS) A 4 とすること。

様式第 1（ 7 ）

特別地域内広告物の設置等許可申請書

自然公園法第 20 条第 3 項の規定により

国定公園の特別

地域内における

の許可を受けたく、次のとおり申請しま

す。

年 月 日

申請者の氏名及び住所

法人にあっては、名称、

住所及び代表者の氏名

秋田県知事 ○ ○ 様

目	的	
場	所	
行為地及びその	付 近 の 状 況	
施 工 方 法	独立して設置する 場合の敷地面積	
	広告物を提出又は 表示する工作物の 種類及びその箇所	
	規 模 及 び 構 造	
	主 要 材 料	
	色 彩	
	表 示 の 内 容	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

（ 備考 ）

1 添付図面

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

(4) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

(1) 申請文の「 国定公園 」の箇所には当該国定公園の名称を、「 の許可 」の箇所には、「 広告物の設置の許可 」「 広告の工作物への表示の許可 」等許可を受けようとする行為の種類を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

(2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と、掲出又は表示しようとする箇所を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(6) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

自然公園法関係

様式第 1 (10)

特別地域内土地の形状変更許可申請書

自然公園法第 20 条第 3 項の規定により国定公園の特別地域内における土地の形状変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名及び住所
法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名

秋田県知事 ○ ○ 様

目 的		
場 所		
行 為 地 及 び 其 の 付 近 の 状 況		
施 工 方 法	土地の形状を変更する面積	
	工事の方法	
	変更後の土地の形状	
	関連行為の概要	
	変更後の取扱	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(備考)

1 添付図面

(1)行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図

(2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)

(3)行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、断面図

(4)行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図

(5)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

(1)申請文の「国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

(2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。

(3)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を、添付図面に表示すること。

(4)「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5)「変更後の取扱」欄には、土地の形状変更後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6)「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諸否又はその見込み

ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(7)申請書の用紙の大きさは、日本産業規格(JIS)A 4 とすること。

様式第 1 (14)

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書

自然公園法第 20 条第 3 項の規定により国定公園の特別地域内における色彩変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名及び住所
法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名

秋田県知事 ○ ○ 様

目 的		
場 所		
行 為 地 及 び 其 の 付 近 の 状 況		
施 工 方 法	色彩を変更する工作物	
	色彩を変更する箇所	
	現在の色彩	
	変更後の色彩	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(備考)

1 添付図面

(1)行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図

(2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)

(3)行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の立面図、変更後の意匠配色図(立面図に彩色したもので可)

(4)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

(1)申請文の「国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を、「の色彩変更」の箇所には「屋根の色彩の変更」、「壁面の色彩変更」等色彩を変更する工作物の箇所を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

(2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。

(3)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4)「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5)「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諸否又はその見込み

ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(6)申請書の用紙の大きさは、日本産業規格(JIS)A 4 とすること。

森林管理署関係

番 号 年 月 日 由利森林管理署長 様 住所 氏名 国有保安林内作業行為について 下記のとおり行為を行いたいので承諾書の交付を依頼します。 記 1. 森林の所在場所（地番、林小班まで） 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林 68 林班 〇〇 2. 保安林の指定の目的 3. 行為の種類 4. 行為の内容 5. 期間 自 年 月 日 至 年 月 日 6. 位置図	番 号 年 月 日 〇〇 〇〇 様 由利森林管理署長 国有保安林内作業行為について 年 月 日付け貴殿より申請のあった国有保安林内作業行為について、別紙の条件を付して同意します。 記 1. 所在場所 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林 68 林班 〇〇 2. 保安林種 3. 行為の内容 4. 期間 自 年 月 日 至 年 月 日 別紙 同意にあたっての条件 保安林（保安施設地区）内立伐採許可決定通知書が交付された場合において、以下の条件を付するので順守すること。 1 植栽によらなければ的確な復旧が困難と認められる場合 樹 種 森林管理署長の指示によること 期 間 " 方 法 " 2 許可を受けたものは、期間中、施工地の見易い場所に県知事の定める様式による許可標識を提示すること。 3 事業の着手及び完了時には、県知事及び森林管理署長へ速やかに届出すること。 4 保安林内の許可以外の樹木には絶対損傷を与えないこと。 5 作業の実施に当たっては、序者の流出及び水の処理等の防災措置に万全を期すること。 6 山火事防止のため、林内におけるタバコ等の火気の取扱いは特に留意すること。 7 他法令等の制限がある場合は、当該許可を受けなければ許可行為に着手しないこと。 8 作業行為の実施期間中に災害が発生したときは、必要な応急措置をすること。 9 現地指示事項及び行為後の復旧指示事項等については、これを遵守すること。 10 許可内容と異なる行為をしたとき又は許可条件を守らないときは、同意を取り消す場合があること。
---	---

番 号 年 月 日 由利森林管理署長 様 住所 氏名 国有保安林内支障木等の伐採について 下記のとおり立木の伐採をしたく承諾書の交付を依頼します。 記 1. 保安林の指定の目的 2. 森林の所在場所（地番、林小班まで） 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林 68 林班 〇〇 3. 伐採の目的 4. 伐採を開始する日及び伐採を終了する日 自 年 月 日 至 年 月 日 5. 伐採面積、伐採立木本数 実測又は見込 6. 皆伐、択伐、間伐の別 立木の樹種、年齢 7. 位置図	番 号 年 月 日 住 所 氏 名 殿 森 林 管 理（支）署 長 国有保安林内立木伐採承諾書 年 月 日付けをもって依頼のあった立木の伐採については、下記のとおり承諾します。 なお、伐採の申請に当たっては本承諾書の写しを添えて県知事（県の出先機関の長）へ申請すること。 記 1 保安林の指定の目的 2 森林の所在場所 （地番、林小班まで） 3 伐採の目的 4 伐採を開始する日及び伐採を終わる日 5 伐採面積、伐採立木本数 実測又は見込 6 皆伐、択伐、間伐の別 立木の樹種、林齢 7 伐採にあたっては、県の出先機関の長からの許可書又は受理書の写しを森林管理（支）署長に提出するとともに、森林管理（支）署長の指示に従うこと。 8 本承諾書をもって、森林法第 34 条第 1 項に規定される許可がなされたものではなく、また、許可がなされることを担保するものではないことに留意すること。
---	--

森林管理署関係

様式第 78 号（細則第 86 条） 番 号 年 月 日 由利森林管理署長 様 申請者住所 氏名（名称） 連絡先 高山植物等採取申請書 下記のとおり、国有林野において高山植物等を採取したいので、申請します。 記 1 採取場所 2 採取目的 3 採取植物の種類 4 採取必要量、その理由及び採取により予想される植生への影響 5 採取期間 自 年 月 日 至 年 月 日 6 採取者 ☐ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校において植物を研究する職員 ☐ 大学の学生で植物学を修習する者 ☐ 植物学を専門に研究する者 7 誓約事項 （１）高山植物等の採取にあたっては、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）森林法（昭和 26 年法律第 249 号）自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟	の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）等関係法令を遵守し、これに基づく必要な手続を行います。 （２）採取を行う具体的な日時は、事前に森林管理（支）署へ連絡します。 （３）採取時に、他の草木類に損傷を与えないよう十分注意します。また、植生の踏みつけを最小限にするとともに、採取跡地を整えます。 （４）採取地点は、国有林野の風致の維持に影響を及ぼさない場所とします。 （５）国有林野及び産物その他に損害を加えた場合は、森林管理（支）署職員の指示に従い、原状回復又は弁償金を納付します。 （６）別紙、入林に際しての遵守事項を遵守します。 8 添付資料 （１）採取者の資格が分かる証明書及び採取計画（目的の詳細）が分かる資料（森林管理（支）署が必要と認める場合に限り。） （２）採取者名簿（申請者の他に採取者がいる場合に限り。） （３）自然公園法第 26 条第 3 項又は第 21 条第 3 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限り。） （４）種の保存法第 10 条第 1 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限り。） （５）森林法第 34 条第 2 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限り。） （６）文化財保護法第 125 条に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限り。） （７）自然環境保全法第 17 条第 1 項ただし書きに規定する許可の写し（許可が必要な場合に限り。） （８）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限り。）
---	---

様式第 79 号（細則第 86 条） 許可番号 号 許可年 月 日 殿 由利森林管理署長 高山植物等採取許可証 年 月 日に申請のあった高山植物等の採取について下記のとおり許可します。 記 1 採取者氏名 2 採取期間 自 年 月 日 至 年 月 日 3 採取場所 4 植物の種類及び数量の指定 5 注意事項 （１）入林中は、この許可証を携行してください。 （２）高山植物等の採取にあたっては、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）森林法（昭和 26 年法律第 249 号）自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）等関係法令を遵守し、これに基づく必要な手続きを済ませた上で行ってください。 （３）採取時に当署職員が立ち会う場合があるので、事前に入林日時を必ず森林管理（支）署に連絡してください。 （４）採取時に、他の草木類に損傷を与えないよう十分注意して下さい。また、植生の踏みつけを最小限にするとともに、採取跡地を整えて下さい。 （５）採取地点は、国有林野の風致の維持に影響を及ぼさない場所として下さい。 （６）国有林野及び産物その他に損害を加えた場合は、森林管理（支）署職員の指示に従い、原状回復又は弁償金を納付して下さい。 （７）別紙、入林に際しての遵守事項を遵守して下さい。	番 号 年 月 日 由利森林管理署長 様 住所 氏名 獅子ヶ鼻湿原高山植物採取結果報告書 このことについて、下記のとおり報告いたしますので、ご査収くださるようお願いいたします。なお、年 月 日付けで許可のあった由管第 号高山植物採取許可書は別添のとおり変換いたします。 記 1 調査の目的 2 調査結果 調査（採取）の箇所： 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林 由利森林管理署 68 林班と 1、と 2、ち 1 小班（別図） 採取の許可期間： 年 月 日～ 年 月 日 採取植物の種類： 鳥海国定公園指定植物（別表 1）のとおり。ただし、秋田県版レッドデータブック絶滅危惧種 1A 類の品種（別表 2）を除く。 採取植物の数量： 採取植物結果：
--	---

森林管理署関係

別紙様式1（第3の1の（1）関係）

番号
年月日

由利森林管理署長 殿

住所
申請者
氏名（名称）

国 有 林 野 貸 付 申 請 書

貴署所管の下記の国有林野について、下記のとおり借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 国有林野所在地 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林
68 林班 ○○○○

2 国有林野面積 m²

3 用途 ○○○○（獅子ヶ鼻湿原）

4 用途別内訳

用 途	面 積	用 途	面 積

5 申請貸付期間 自 年 月 日
 至 年 月 日

様式第 75 号（細則第 81 条）

入林届（国の職員等のための入林届）

年月日

由利森林管理署長 様

申請者 住 所
氏 名

貴（支）署が管轄する国有林野に、下記のとおり職員が入林します。なお、初回の入林の際には、事前に入林者の代表者から貴（支）署へ連絡します。

記

1 入林目的

2 入林場所 秋田県にかほ市象潟町大字横岡字中島岱
国有林 6 8 林班と1・と2・ち1小班

3 入林期間 自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日

4 入林者

(1) 国の機関又は地方公共団体の職員の場合

ア 入林者の代表者の所属及び氏名

イ 入林者の人員数 人

(2) 受託者等の場合

ア 受託者等の氏名又は名称及び住所

イ 入林者の代表者の所属及び氏名

ウ 入林者の人員数

注)「受託者等」とは、国又は地方公共団体の事務又は事業の受託者又は請負者をいう。

【別紙】

【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応をお願いします。

記

一般的な事項について

○入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林してください。

○悪天候時には滑落、落石、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えてください。

○当森林管理署等職員が入林届の提示を求めることがありますので、入林の際には入林届を携行するとともに、森林管理署等職員の指示に従ってください。車両を使用して入林する場合には、入林届をダッシュボード等の見える位置に置いてください。

○立入制限の標示がある区域には、立ち入らないでください。

○国有林内での火気の取り扱いには十分注意してください。たき火、タバコの投げ捨ては行わないでください。

○ごみは必ず持ち帰ってください。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。

○林道のゲートや鍵は絶対に壊さないでください。（ 器物損壊罪が適用される場合があります。）

動植物の保護にご協力ください。

その他

○立木の伐採、損傷及び土地の形質変更を行う場合は許可が必要です。無断でこれらの行為を行った場合には法により罰せられることがあります。

○万が一、事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

特記事項

車両による入林される方、複数人での入林を計画されている方、調査等を目的として入林される方は裏面もご覧ください。

車両により入林される方へ

林道は道幅が狭い上、見通しも悪く、落石や土砂崩れなど危険の恐れがありますので、次の事項を遵守し、通行願います。

・林道は一般公道のような構造ではありませんので、スピードを落として安全運転をお願いします。

・カーブは徐行し、クラクションを鳴らす等出会いがしらの衝突に注意するとともに、昼間でもヘッドライトを点灯する等対向車に注意しながらの運転に努めてください。

・林道上は駐車禁止です。駐車する必要がある場合は、他の車両通行を妨げないよう待避所・車回し場所等に駐車してください。

・通行禁止となっている林道には、絶対に車両を乗り入れないでください。

・林道の安全が確保できない場合や、当署等の事業実行に支障がある場合はゲートを閉鎖・施錠しています。

複数人での入林を計画されている方へ

・参加者の安全には十分配慮し、事故等が発生しないよう気をつけてください。

・参加者に万一事故が発生した際のことを考慮し、緊急時の体制を整えてください。

調査研究活動等を目的として入林される方へ

・調査研究用試料等の採取を行う場合には、必要最小限度に留めてください。なお、高山植物等の採取を行う場合には、別途申請書を提出してください。

・調査中は、調査をしていることが第三者にわかるよう標識、腕章等により標示してください。特に、一般の方の立ち入りを禁止している場所で作業する際にも、標識や腕章等を用いて、承諾を受けていることがわかるようにし、第三者が入り込まないような対応をお願いします。

・使用した機材、標識等は、調査研究活動が終わり次第撤去してください。

森林法関係

年 月 日

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

県 知 事 様

届出人 住 所
氏 名

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第 60 条第 2 項の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の 指定の目的	
森 林 の 所 在 場 所	
伐 採 の 目 的	
伐採を開始する日及び伐採 を終了する日	
伐 採 面 積	
伐採の方法（皆伐、択伐、間 伐の別）並びに伐採する立 木の樹種及び年齢	
備 考	

年 月 日

保安林（保安施設地区）内作業許可申請書

県 知 事 様

届出人 住 所
氏 名

次の森林（土地）において、次のように立竹を伐採（立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾土地の形質を変更）したいので、許可されたく、森林法第 3 4 条第 2 項（第 4 4 条において準用する同法 3 4 条第 2 項）の規定によりその許可を申請します。

森 林 の 所 在 場 所		
保安林（保安施設地区）の 指定の目的		
行 為 の 方 法		
期 間	始 期	令和 年 月 日
	終 期	令和 年 月 日
備 考		

關係法令等抄録

関係法令等抄録

○文化財保護法（抄）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第一百六十五条、第一百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第

百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第十号及び第十一号、第一百六十五条並びに第一百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、

当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、

又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。)及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、

その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から

第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政

令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに

当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定

め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

(国に関する特例)

第百六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

第百六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第百六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをすることは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第百六十五条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第二十八条第一項又は第三項(第七十八条第二項で準用する場合を含む。)の規定により所有者に対し

行ふべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行ふものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第二十九条第二項(第七十九条第二項で準用する場合を含む。)又は第五項の規定により所有者に対し行ふべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行ふものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第百九条第三項(第百十条第三項及び第百十二条第四項で準用する場合を含む。)の規定により所有者又は占有者に対し行ふべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行ふものとする。

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第百三十四条第二項(第百三十五条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第百九条第三項の規定により所有者又は占有者に対し行ふべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行ふものとする。

第百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき(次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。)。

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項(第八十条及び第二百十条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条(第八十条及び第二百十条で準用する場合を含む。)及び第三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条(第八十条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第二百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第三百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第百十五条第二項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第百七十条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

一 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。

二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でない認められるとき。

第百七十条の二 国の所有に属する重要文化財、重要有形民

俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画がそれぞれ第五十三条の二第四項各号、第八十五条の二第四項各号又は第二百二十九条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

第七十条の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第七十条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第七十条の二第二項の同意(前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第七十条の六において同じ。)を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定による通知をし、又は第六十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第七十条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画について第七十条の二第二項の同意を得た場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知する

ことをもつて足りる。

第七十条の六 文部科学大臣は、第七十条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画(いずれも変更があつたときは、その変更後のもの)の実施の状況について報告を求めることができる。

第七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理(当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第一百五十一条第一項及び第二項、第一百六条第一項及び第三項、第二百一十一条並びに第三百十条の規定を準用する。

第七十三条 前条第一項の規定による指定の解除について

は、第三十二条の三の規定を準用する。

第百七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第百七十二条第二項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第百十六條第一項及び第百十七條の規定を準用する。

第百七十四条の二 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は第百二十九条の二から第百二十九条の七までの規定を準用する。

2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は第百二十九条の二第四項の認定(前項において準用する第五十三条の三第一項(前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。))又は第百二十九条の三第一項の変更の認定を含む。))をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第百七十五条 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第百二十一条第二項(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。))、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。))の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条(第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第百三十条(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。))の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるもの

を行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百二十五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(書類等の経由)

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

第十三章 罰則

第百九十三条 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第百九十四条 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第百九十五条 重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百三十三条第二項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管

理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。))、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む。))又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項(第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第百二十一条第一項(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

三 正当な理由がなくて、第百三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条(第八十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項(第八十三条において準用する場合を含む。))に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。))の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項(第五十一条第三項(第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、

又は第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条において準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者

五 第五十三条の六(第八十五条の四(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))及び第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第五十四条(第八十六条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第五十五条、第六十七条の五(第九十条の四及び第百三十三条の四において準用する場合を含む。))、第六十八条(第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。))、第七十六条の四(第八十九条の三において準用する場合を含む。))、第七十六条の十五(第九十条の十一において準用する場合を含む。))、第百二十九条の五(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第百三十条(第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第百三十一条又は第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなくて、第百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。))、第五十六条第二項(第八十六条において準用する場合を含む。))又は第五十九条第六項若しくは第六十九条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第百十九条第二項(第百三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第百二十条(第百三十三条において準用する場合を含む。))にお

いて準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十条、第一百八条及び第二百二十条(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。))並びに第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条(第八十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五(これらの規定を第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第三十三条において準用する場合を含む。)、第六十五条第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十七条の四、第七十三条、第七十六条の九、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十二条第二項(第二百二十条、第三十三条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十七条第一項、第二百二十九条の四(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第三十三条の三、第三十六条又は第三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条において準用する場合を含む。))、第六十条第四項及び第六十三条第二項(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))並びに第八十条において準用する場合を含む。))又は第一百五十二条第四項(第三十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

○文化財保護法施行令(抄)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。))が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。))並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第二百一十二条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項(法第二百五十二条第三項において準用する場合を含む。))の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。))

三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。))

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長。))が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要

があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)

三 法第五十四条(法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。))内において行われる場合、第一号又に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市教育委員会(当該市が特定地方

公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。))に係る法第二百五十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの

(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。))における現状変更等

二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。))

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(事務の区分)

第八条 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。))及び第四項の規定により都道府

県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抄)

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。))第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。))は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項(法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。))第三条第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。))町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。))である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。))が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。))、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村)

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項(令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十条の二第一項(同法第九十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(昭四三文令三一・昭五〇文令三三・平一七文科令一一・一部改正)

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

○自然公園法(抄)

(特別地域)

第二十条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く。)内に、特別地域を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 特別地域(特別保護地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りで

ない。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 二 木竹を伐採すること。
 - 三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。
 - 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - 七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
 - 八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
 - 九 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
 - 十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
 - 十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
 - 十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - 十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)
 - 十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
 - 十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
 - 十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - 十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。

6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧(第三項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9 次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。)として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等(第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

三 認定自然体験活動促進事業(第四十二条の六第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第四十二条の二第二項第二号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。)として行う行為

四 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

○森林法(抄)

第三章 保安施設

第一節 保安林

(保安林における制限)

第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 次条第一項に規定する択伐による立木の伐採をする場合

三 第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

四 第三十九条の四第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従つて立木の伐採をする場合

五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

六 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合

七 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

八 除伐する場合

九 その他農林水産省令で定める場合

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合

二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合

三 第百八十八条第三項の規定に基づいてする場合

四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

五 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合

六 その他農林水産省令で定める場合

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林

に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

5 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

6 第一項又は第二項の許可には、条件を付することができる。

7 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

8 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。

9 第一項第七号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

10 都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合(同項の規定による届出にあつては、第一項第七号に係るものに限る。)には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐

採が、第十一条第五項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められているものである場合は、この限りでない。

(保安林における択伐の届出等)

第三十四条の二 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採(人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第三項において同じ。)をしようとする者は、前条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その択伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。

3 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる択伐による立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

4 都道府県知事は、第一項の規定により択伐の届出書が提出された場合(前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる場合を除く。)には、農林水産省令で定めるところにより、当該択伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該択伐が、第十一条第五項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められているものである場合は、この限りでない。

5 第一項の規定により択伐の届出書を提出した者は、当該届出に係る立木を伐採した場合において、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、当該森林所有者に通知しなければならない。

(保安林における間伐の届出等)

第三十四条の三 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間

伐のため立木を伐採しようとする者は、第三十四条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による間伐の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「伐採立木材積又は伐採方法」とあるのは、「間伐立木材積又は間伐方法」と読み替えるものとする。

(保安林における植栽の義務)

第三十四条の四 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。ただし、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があつたことを知らないことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第三十八条第一項又は第三項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令があつた場合(当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行う当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く。)その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(損失の補償)

第三十五条 国又は都道府県は、政令で定めるところにより、保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者に対し、保安林の指定によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。

(受益者の負担)

第三十六条 国又は都道府県は、保安林の指定によつて利益を受ける地方公共団体その他の者に、その受ける利益の限度において、前条の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の場合には、補償金額の全部又は一部を負担する者に対し、その負担すべき金額並びにその納付の期日及び場所を書面により通知しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の通知を受けた者が納付の期日を過ぎても同項の金額を完納しないときは、督促状により、期限を指定してこれを督促しなければならない。

い。

4 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその負担すべき金額を納付しないときは、農林水産大臣は国税滞納処分の例によつて、都道府県知事は地方税の滞納処分の例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(担保権)

第三十七条 保安林の立木竹又は土地について先取特権、質権又は抵当権を有する者は、第三十五条の規定による補償金に対してもその権利を行うことができる。但し、その払渡前に差押をしなければならない。

(監督処分)

第三十八条 都道府県知事は、第三十四条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して立木を伐採した者又は偽りその他不正な手段により同条第一項の許可を受けて立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。

2 都道府県知事は、第三十四条第二項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して同条第二項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

3 都道府県知事は、第三十四条の二第一項の規定に違反した者に対し、当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。

4 都道府県知事は、森林所有者が第三十四条の四の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従つて植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のものを植栽すべき旨を命ずることができる。

(標識の設置)

第三十九条 都道府県知事は、民有林について保安林の指定があつたときは、その保安林の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。この場合において、保安林の森林所有者は、その設置を拒み、又は妨げてはならない。

2 農林水産大臣は、国有林について保安林の指定をしたときは、その保安林の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

3 前二項の標識の様式は、農林水産省令で定める。

(保安林台帳)

第三十九条の二 都道府県知事は、保安林台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の保安林台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 保安林台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(特定保安林の指定)

第三十九条の三 農林水産大臣は、全国森林計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林(当該目的に即して機能することを確保するため、その区域内にある森林の全部又は一部について造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められるものに限る。)を特定保安林として指定することができる。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の保安林を特定保安林として指定すべき旨を農林水産大臣に申請することができる。

3 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする保安林の所在場所を管轄する都道府県知事に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、特定保安林の指定の解除について準用する。

(地域森林計画の変更等)

第三十九条の四 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の保安林が特定保安林として指定された場合において、当該特定保安林の区域内に第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつている民有林があるときは、当該地域森林計画を変更し、当該民有林につき、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項を追加して定めなければならない。同項の規定により地域森林計画をたてる場合において特定保安林の区域内の民有林で当該地域森林計画の対象となるものがあるときも、同様とする。

一 造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林(以下「要整備森林」という。)の所在

二 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の森林施業の方法及び時期に関する事項

2 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画を変更し、又はこれをたてようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、要整備森林の整備のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により地域森林計画を変更し、又はこれをたてようとする場合であつて、第六条第二項の規定により前二項に規定する事項に関し直接の利害関係を有する者から異議の申立てがあつたときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに意見の聴取の期日及び場所をその異議の申立てをした者に通知するとともにこれを公示しなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の異議の申立てがあつたときは、これについて同項の意見の聴取をした後でなければ、地域森林計画を変更し、又はこれをたてることができない。

(要整備森林に係る施業の勧告等)

第三十九条の五 都道府県知事は、森林所有者等が要整備森林について前条第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法に関する事項を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

2 都道府県知事は、要整備森林について前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得し、又は当該要整備森林の施業の委託を受けようとする者で当該都道府県知事の指定を受けたものと当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木についての所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該要整備森林の施業の委託に関し協議すべき旨を勧告することができる。

3 地方公共団体及び国立研究開発法人森林研究・整備機構(以下この項において「機構」という。)は、前項の指定を受けたときは、速やかに、同項の規定による勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る協議(機構にあつては、国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第百九十八号)第十三条第一項第四号に掲げる業務に係るものに限る。)の申

入れをするよう努めるものとする。

(市町村の長による施業の勧告の特例)

第三十九条の六 要整備森林については、第十条の十の規定は、適用しない。

(平一六法二〇・追加、平二三法二〇・平三〇法三五・一部改正)

(要整備森林における保安施設事業の実施)

第三十九条の七 都道府県知事が第三十九条の五第二項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができないときであつて、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該勧告に係る要整備森林において第四十一条第三項に規定する保安施設事業(森林の造成事業又は森林の造成に必要な事業に限る。)を行うときは、当該要整備森林の土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者(次項において「関係人」という。)は、その実施行為を拒んではならない。

2 都道府県は、その行つた前項の行為により損失を受けた関係人に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(保安林に係る権限の適切な行使)

第四十条 農林水産大臣及び都道府県知事は、第二十五条第一項各号に掲げる目的が十分に達成されるよう、同条及び第二十五条の二の規定による保安林の指定に係る権限を適切に行使するものとする。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣及び都道府県知事は、保安林制度の負う使命に鑑み、保安林に関しこの法律及びこれに基づく政令の規定によりその権限に属させられた事務を適正に遂行するほか、保安林に係る制限の遵守及び義務の履行につき有効な指導及び援助を行い、その他保安林の整備及び保全のため必要な措置を講じて、保安林が常にその指定の目的に即して機能することを確保するように努めなければならない。

○森林法施行規則(抄)

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に基き、及び同法を実施するため、森林法施行規則を次のように定める。

(伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合)

第十四条 法第十条の八第一項第十一号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 国又は都道府県が法第四十一条第三項に規定する保安施設事業(第七十七条を除き、以下「保安施設事業」という。)、砂防法第一条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべ

り防止工事若しくはばた山崩壊防止工事を実施するため立木を伐採する場合

二 電気事業法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者が当該事業の用に供する電線路を同法第三十九条第一項の技術基準に適合するよう維持するため当該維持の支障となる立木を伐採する場合

三 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合

四 倒木、枯死木又は著しく損傷した立木を伐採する場合

五 こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合

天然記念物
「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落
及び新山溶岩流末端崖と湧水群」
保存活用計画書

令和7年3月18日 発行

発行者 にかほ市教育委員会文化財保護課
〒018-0104
秋田県にかほ市象潟町字狐森 31 番地 1 象潟郷土資料館
電話 0184 (43) 2005

印刷 株式会社 自然科学調査事務所
秋田県大仙市戸蒔字谷地添 102 番地 1
電話 0187 (63) 3424

